

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年10月から14年12月までは22万円、15年1月から17年12月までは30万円、18年1月から19年3月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は10万2,000円、申立期間③は15万4,000円、申立期間④は12万円、申立期間⑤は6万1,000円、申立期間⑥は19万3,000円、申立期間⑦は17万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から19年4月1日まで
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月30日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成17年12月30日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月29日

申立期間においてA事業所に勤務していたが、同事業所から実際に受けていた報酬月額及び賞与額と厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B銀行から提出された申立人に係る通常貯金取引記録、申立人の居住地を管轄するC税務署が保管する所得税の確定申告書及び添付資料等により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成13年10月から14年12月までは22万円、15年1月から17年12月までは30万円、18年1月から19年1月までは34万円とし、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額から19年2月及び同年3月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の申立人から提出された関連資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の関連資料等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑦までについて、標準賞与額が厚生年金保険の年金額計算の基礎とされることとなった平成15年4月1日以降の賞与については、当該銀行から提出された申立人に係る通常貯金取引記録により、当該事業所は、申立人に毎年7月及び12月に賞与を支給していたことが確認できるが、オンライン記録には申立人に係る賞与の記録は無い。

したがって、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、当該銀行から提出された申立人に係る通常貯金取引記録、当該税務署が保管する所得税の確定申告書及び添付資料等により推認できる保険料控除額に見合う標準賞与額から、平成16年7月30日は10万2,000円、同年12月30日は15万4,000円、17年7月29日は12万円、同年12月30日は6万1,000円、18年7月31日は19万3,000円、同年12月29日は17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、平成16年から18年の標準賞与額の記録が複数回にわたり記録されていないことから、事業主は、当該標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 13 年 1 月から同年 9 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、当該税務署が保管する所得税の確定申告書及び添付資料等により推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから判断して、当該期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年 12 月まで
申立期間における国民年金保険料については、婚姻前は同居していた母が A 市（現在は、B 市）で納付し、婚姻した昭和 50 年 4 月以降は私が C 町（現在は、B 市）で全て納付していたので、申立期間の保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、婚姻前の昭和 50 年 3 月以前には申立人の母が全て行い、婚姻後は、申立人自身が行ったと主張しているが、その母は既に他界している上、申立人自身は具体的なことは記憶していないため、申立期間当時における具体的な国民年金加入及び保険料納付状況は不明である。

また、C 町作成の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況調兼整理簿によると、申立人は、婚姻前の昭和 49 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、婚姻後の 52 年 1 月 12 日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と推認され、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年9月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、どちらも全て銀行の口座から引き落としで毎月納付していたので、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、共済組合員の資格を喪失した直後の昭和48年4月に国民年金の加入手続をしたと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において52年12月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間①に係る国民年金の加入手続を行った時期は、同年12月頃と推認されることから、同手続時点において、申立期間①に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、A市以外に住民登録をしておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②直前の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料は、申立人及びその妻共に53年2月4日に過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間②は、申立人と同様に妻も未納となっており、当該記録は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立人から提出された申立期間に係る確定申告書によると、社会保険料控除の欄に「医師国保」及び「国民健康保険」の記載が確認できるも

のの、「国民年金保険料」の記載は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、申立期間当時、毎月定期的に銀行口座から引き落としで保険料を納付したとしているが、A市によると、銀行口座からの保険料引き落としは、昭和 60 年 4 月から開始されたとしているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 686

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの期間及び58年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から57年3月まで
② 昭和58年2月から同年8月まで

私は、申立期間当時、勤めていた会社を退職した際に、国民健康保険に加入し、国民年金保険料についても亡き父が納付したはずなので、申立期間の保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続について、申立人は「A町役場で国民健康保険に加入したので、国民年金にも同時に加入したことになると思うが、手続の際、年金手帳を提出したことはなく、国民年金の加入届も書いたことがない。」と供述している上、A町（現在は、B市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、当該記録が国民年金被保険者台帳と一致していることを踏まえると、申立人に対し申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、20歳到達以降、A町以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 687

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、勤務していた職場を昭和 57 年 4 月に解雇された際に国民年金に加入し、労働組合からの借入金の中から申立期間の国民年金保険料を納付したはずだ。その後、解雇が撤回されたことにより、共済組合の組合員資格が回復したが、申立期間については、共済年金と国民年金に重複して加入していたことになり、平成 20 年に届いたねんきん特別便にもその旨記載されていた。

しかし、平成 22 年に届いた年金加入記録を見ると、申立期間の国民年金の加入記録が削除されており、申立期間の国民年金保険料の納付記録が突然取り消されたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 5 月に A 市で払い出されており、57 年 4 月 21 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付については労働組合が行っていたため自身は直接関与しておらず、当該手帳記号番号払出時に保険料を遡って納付したような記憶も無いとしており、申立期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人は、自身が保管する当時の労働組合からの借入金に関する交信記録メモには、国民健康保険の金額として「217,742 円」と記載されており、当該金額には、国民年金手帳記号番号払出後の昭和 59 年以降に、労働組合が申立期間に係る国民年金保険料を納付した際の金額が含まれていると主張しているが、当該交信記録メモ内に国民年金に関する記載は無いなど、当該メモの記載事項をもって申立期間の保険料が納付されたことを裏付けるものとは考え難い。

なお、申立人は、ねんきん特別便に記載されていた申立期間の国民年金加入記録が突然削除されたことに納得できないとしているが、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者記録は、共済年金加入記録と重複していたことから、平成 22 年 3 月に年金事務所において取消処理されており、当該取消処理以前のオンライン記録においては、申立期間は国民年金の未納期間とされていたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 688 (事案 656 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 52 年 3 月まで

前回、私の申立期間の国民年金保険料については、父親が納付していたとして申し立てていたが、年金記録確認第三者委員会の審議結果では、訂正の必要無しとされた。

その後、私の兄の妻（義姉）から、兄が同居していた家族の国民年金保険料と一緒に納付していたことを聞いたので、申立期間において、私の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料のほとんどは時効により納付できず、仮に納付したとすれば、53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間において、国民年金法附則第 4 条に基づく第 3 回特例納付により納付することになるが、申立人自身又はその父が当該特例納付を利用して、遡って保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立期間において、A 市以外に住民登録していないなど、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の兄が申立期間において、同居していた申立人及び申立人の義姉と兄自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとして申し立てているが、前述 i) の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人に係る国民年金の加入手続が初めて行われたのは、払出直前の昭和 52 年 8 月頃と推認されるところ、同手続時点において、兄は申立人に係る 50 年 6 月

以前の保険料を時効により納付することができない。

また、申立人の住民登録は昭和 53 年 5 月に B 町へ異動となっていることから、申立人と同居していない兄が前述 i) の第 3 回特例納付により、申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の義姉は、申立人の兄が家族の分の国民年金保険料と一緒に現年度納付していたが、保険料を遡って納付した記憶は無いとしているところ、兄及び義姉の保険料は、現年度納付されていることが確認できるものの、申立人の保険料は、時効により納付できない期間を除く昭和 50 年 7 月分から 52 年 3 月分までが、前述の加入手続時点において、兄及び義姉の保険料とは納付先の異なる過年度保険料となっており、義姉の供述から、兄が申立人の当該期間の保険料を納付していたことはうかがえない。

加えて、申立人の兄は既に他界している上、申立人の義姉は申立人の国民年金の加入手続などについては具体的なことは分からないと供述しており、ほかに兄が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立期間において、申立人の兄が申立人の国民年金保険料を納付したとする状況が確認できない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 20 日まで
② 昭和 49 年 8 月 20 日から 51 年 11 月 25 日まで

私は、昭和 46 年 10 月から A 社（現在は、B 社）に、トラックのドライバーとして勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、給与明細等は持っていないものの、申立期間②の給与額は、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額よりも高かったと記憶しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立期間①のうち昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 20 日までの期間において、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社に対し、厚生年金保険の加入及び保険料控除について照会したところ、同社の事務担当者は、「入社して 3 か月から 6 か月は試用期間を設け、この間、厚生年金保険の加入手続をしていなかったと考えられるが、当時の資料を保管していないので申立人の厚生年金保険の保険料控除に関することは分からない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、複数の同僚は、「仕事はトラックのドライバーであったが、当時、すぐに厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述している上、申立人と同様にドライバーとして勤務した複数の同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得

日は、いずれも雇用保険の被保険者資格取得日より後に記録されていることが確認でき、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は「入社当時、私は健康保険に入らなくても良いと会社に言った覚えがある。健康保険と厚生年金保険と一緒に入るとは知らなかった。」と供述しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和49年8月20日と記録されており、当該取得日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の事務担当者は、「申立期間当時の関係資料が無く、申立人の標準報酬月額は不明である。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人と同時期にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚は、「給与明細を保管していないので具体的な金額は不明であるが、当時の給与は、記録されている標準報酬月額ぐらいだと思う。」と供述している上、申立人が申立期間当時に一緒に勤務したとして名前を挙げた複数の同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の被保険者資格取得時及び改定時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同水準となっていることが確認でき、いずれの被保険者についても標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間②について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は昭和 49 年 6 月 1 日から 52 年 9 月 11 日までの期間において、A社B事業所（現在は、A社C事業所）に勤務し、50 年 1 月から勤務時間も長くなり、給与額も高くなったと記憶しているが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額となっている。申立期間の一部に係る給与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 8 月までの申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低いと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

昭和 50 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、当該給与支給明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、同期間において事業主が源泉控除していたと認められる同保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人は上記以外の期間に係る給与支給明細書を所持しておらず、上記

以外の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び給与の総額を確認することができないことから、申立期間において申立事業所に勤務していた同僚で、申立人と同様に昭和 50 年 4 月に標準報酬月額が改定が無く、同年 9 月に標準報酬月額が大幅に改定されている者に照会したところ、「当時の給与支給明細書は保管していないが、自分についての厚生労働省の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述しているほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額等の記載内容に不備は確認できず、記載内容もオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A社C事業所から提出された「職員カード」によると、申立人は、昭和 49 年 6 月から研修生となり、50 年 4 月 1 日から常勤者として等級号俸が発令されていることが確認でき、同日から正職員としての給与が支給されたものと判断されることから、それ以前の期間について申立人から提出された給与支給明細書において確認できる額以上の厚生年金保険料を事業主から控除されたとは考え難い。

これらのことから、申立期間のうち、申立人が給与支給明細書を保管していない期間についての厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額を事業主により給与から控除されていたと考えることが相当である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月1日から同年10月1日まで
② 平成4年11月1日から6年8月26日まで

私が事業主であったA社及びB社に係る申立期間において、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と比べると低いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、閉鎖登記簿謄本によると申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったこと、及びオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間①当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その前の期間より低い額に改定されていることが確認できるが、遡って訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点は見られない。

B社に係る申立期間②については、閉鎖登記簿謄本によると申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったこと、及びオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間②当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成5年3月23日にその前の期間より低い額に改定されていることが確認できるが、当該事業所に係る滞納処分票によると、同月22日に社会保険事務所（当時）に役員が来所し、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出して

いる旨記載されているところ、届出に必要な事業所の代表者印について、申立人は「代表者印は私が管理していた。」と供述している。

加えて、オンライン記録を確認したところ、申立人の記録が遡って訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の標準報酬月額記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月頃から31年9月1日まで
② 昭和32年1月1日から同年11月頃まで

私は昭和30年5月頃から32年11月頃までA社（現在は、B社）に臨時の工員として勤務したが、年金記録を確認したところ、31年9月1日から32年1月1日までの4か月間しか厚生年金保険被保険者記録が無い。間違いなく4か月以上は勤務したので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は昭和30年5月頃から32年11月頃までA社に勤務したとしていることからB社に照会したが、申立人に係る社員名簿等の人事記録や厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いと回答しており、当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会したが、申立人についての情報を得ることができず、申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年9月1日、資格喪失日は32年1月1日と記録されているほか、同名簿において申立人と同日に被保険者資格を取得している者が217人確認でき、このうち149人が申立人と同日に資格を喪失している。

さらに、当該同僚のうち18人に照会したところ、回答があった11人全員が前述の記録の期間は臨時雇用員であったとしており、そのうち複数の者は、被保険者資格の取得前又は喪失後も申立事業所に勤務したと供述していることから、申立期間当時、申立事業所においては、従業員のその全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月頃から 34 年 4 月頃まで
私の亡き夫は、申立期間中は、A事業所（その後、B事業所）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、時期及び期間は不明であるものの、申立人はA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 34 年 11 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することができなかった。

また、申立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年又は 31 年の 4 月頃から 32 年 5 月頃まで
私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので厚生年金保険被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、時期及び期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、当該事業所は昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することができなかった。

また、当該事業所で厚生年金保険の事務を担当していた者に照会したが、申立期間は同事業所が厚生年金保険の適用を受けていない期間であるとして厚生年金保険に係る加入の届出や保険料納付は行っていないとの回答があった。

さらに、当該事業所に係る記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 32 年 6 月 1 日であり、同名簿には申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。